

令和 8 年度石垣市国際農業交流・発展支援事業公募型プロポーザル実施要領

1. 事業名 令和 8 年度石垣市国際農業交流・発展支援事業（以下、本業務という。）
2. 業務の内容 別紙 令和 8 年度石垣市国際農業交流・発展支援事業 業務委託仕様書のとおり。
3. 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
4. 委託料上限額 5,800,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）
※上記金額は、契約金額の限度を示すものであり、契約額を示すものではない。
5. 契約方法 プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とする。

6. 応募資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 本業務の内容を十分に理解したうえで、本市と目的を共有し、委託業務を的確に遂行できること。
- (2) 暴力団（石垣市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統治下にある者ではない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 参加資格者は、法人、個人事業主とする。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 過去に契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 法人税、所得税、地方税、住民税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

7. 公募から契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
実施要領・仕様書の公表	令和 8 年 8 月 24 日(月)
参加表明書提出期限及び、質問受付期限	令和 8 年 8 月 31 日(月)
質疑回答期限（予定）※電子メールで回答	令和 8 年 9 月 4 日(金)
提案書類受付期限	令和 8 年 9 月 11 日(金)
プレゼンテーション審査日	令和 8 年 9 月上旬予定
選考結果の通知及び契約締結	令和 8 年 9 月中旬予定

8. 参加表明書の提出

- (1) 受付期限 令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 5 時まで
- (2) 提 出 先 石垣市農林水産商工部 農政経済課
- (3) 提出方法 郵送又は持参

※ 事前に電子メールにより、提出することも可とする。

送付先：石垣市農林水産商工部 農政経済課<nousei@city.ishigaki.okinawa.jp>に送信し、メールで送付する場合は、電話でも連絡すること。後日、原本提出をすること。

(4) 提出書類 プロポーザル参加表明書 1部 指定様式(様式1)

9. 質問及び回答

(1) 質問期間 令和8年8月31日(月)午後5時まで

(2) 質問提出先 石垣市農林水産商工部 農政経済課<nousei@city.ishigaki.okinawa.jp>に電子メールで提出すること。 ※提出した際は、電話にて連絡をすること。

(3) 質問方法 質問は「質問書(様式2)」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて送付することとし、電子メールの件名は「【石垣市国際農業交流・発展支援事業】(会社名)」とすること。

(4) 回答期限 令和8年9月4日(金)

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年9月11日(金)午後1時必着

(2) 提出先 石垣市農林水産商工部 農政経済課

(3) 提出方法 郵送または持参

※ 事前に電子メールにより、提出することも可とする。その際は、「9. (3) 質問方法」記載の通りとする。

(4) 提出書類

① 企画提案書表紙(様式3)

② 令和8年度石垣市国際農業交流・発展支援事業業務委託提案者調書(様式4)

③ 企画提案書(任意様式)

④ 見積書(積算内訳が記載されていること)(任意様式)

⑤ 業務実績表 ※本市からの委託業務の従事・実績がある場合のみ(任意様式)

⑥ 共同事業者構成員調書(様式7) ※該当する場合のみ

全てA4版(日本工業規格によるA4版の規格)の用紙とすること。また、用いる言語は日本語とし、フォントは10.5ポイント以上とし、次の点を全て満たすこと。

- ・本実施要領及び、業務委託仕様書、審査基準の項目については漏れなく記載すること。
- ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
- ・本文の各頁には、ページ番号を記載すること。
- ・企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。
- ・提出書類は全て片面印刷で社印及び社名のある正本1部、写しを4部ずつ提出すること。

11. 審査方法

本プロポーザルにおける提案内容の審査は、プロポーザル審査選定委員会を設置し、選定委員会において評価及び選定を行う。選定委員会では企画提案者に対し「審査基準」に基づき評価を行い、総評価得点が最上位の者を、契約予定事業者として決定する。また、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定する。最高得点に同数が出た場合は、見積額がより廉価であった事業

者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、選定委員会の投票で決定する。なお、参加事業者が1社であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については、選定委員会で決定するものとする。

(1) プレゼンテーション審査

本プロポーザルでは、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会において総合的に審査する。なお、応募が1社のみの応募の場合でもプレゼンテーションを実施するものとする。

① 実施日：令和8年9月上旬※予定

※実施日時、場所及び時間については別途個別に連絡する。

② 実施方法

ア 事前に提出された企画提案書、提案者調書（添付書類を含む）に基づきプレゼンテーションを実施すること。また、当日の上記提出書類以外の資料を配布することは認めない。

イ 説明時間は1事業者あたり20分、質疑応答10分程度とする。

ウ 1事業者あたり出席者は、2名までとする。また、オンラインによるプレゼンテーションも可能とする。指定する時間までに会場外の指定場所にて待機すること。

エ 説明に際しては、プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。プロジェクター及びスクリーン等は本市で準備する。ただし、パソコン、接続ケーブル等は企画提案者が準備すること。

オ 次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- ・指定した時間に遅れた場合。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ・本実施要領で示す調達額を超過する額で提案が行われた場合。

(2) 審査基準

企画提案について、以下の基準をもとに総合的に評価し選定を行う。

別表のとおり

(3) 審査結果

選定委員会による選定後、各応募者へ電子メールで令和8年9月中旬（予定）に通知する。

なお採否についての異議申し立て等は受け付けない。

12. 契約

審査結果により、評価の合計が最も高い提案者を受託候補者として特定し、期間を限って随意契約に向けた交渉を進めることとする。また、契約予定事業者と協議し、契約予定事業者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結する。ただし、選考された事業者が以下の規定に該当する場合は、契約を締結しない。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (4) 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

(5) 予算限度額を超える提案の場合

また、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。

13. その他

(1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。

(2) 企画提案に要する経費は応募者の負担とする。

提出した参加表明書を取下げする場合は、参加辞退届（様式 5）を速やかに提出すること。

(3) 提出された提案書等は返却しない。

(4) 審査結果に対する異議申し立ては、これを受け付けない。

(5) 契約の手続きは、石垣市財務規則（昭和 58 年規則第 2 号）の定めによるものとする。

(6) 本事業の取り組みや成果については、広報誌など本市の各種広報媒体で公開する場合がある。

14. 担当部署

石垣市農林水産商工部 農政経済課 農政係（担当：米城）

TEL:0980-82-1307/FAX:0980-82-1226

E-mail : nousei@city.ishigaki.okinawa.jp

※公募期間中は電話、口頭による照会対応は不可とする。

審査評価基準表（合計評価点 100 点）

【 業 務 名 称 】 令和 8 年度石垣市国際農業交流・発展支援事業

【 応募事業者名 】

提案内容の評価（100 点満点）

	審査項目	評価の視点	配点	得点
1	業務理解・基本方針	台湾の農業技術等を学ぶこと自体を目的とせず、その成果を石垣市内での経営改善、商品化、販路開拓等につなげるという事業目的を十分理解した提案となっているか。	10	
		若手・中堅農家等を対象とした事業であることを踏まえ、参加者の意欲、実装可能性、地域への波及効果を意識した提案となっているか。	5	
2	事業全体の企画・運営	事前研修→台湾視察研修→事後研修・実装支援が相互に関連し、参加者が「課題整理→台湾での学び→具体的な実践」へ進める一貫したプログラムとなっているか。 ※重要事項	15	
		業務実施計画、スケジュール、役割分担、市及び関係機関との連絡・調整方法が明確であり、契約期間内に確実に実施できる計画となっているか。	10	
3	台湾視察研修の企画内容	農業研究機関、先進農家、加工・流通施設等の視察先が適切に設定され、参加者の経営課題の解決や新たな取組につながる内容となっているか。また、台湾側農家・研究者・事業者等との意見交換が効果的に設定されているか。 ※重点項目	15	
		栽培技術だけでなく、加工、商品化、流通、販売、ブランド化等について幅広く学ぶ機会が確保され、参加者が石垣市で活用できる知識・ノウハウを得られる内容となっているか。	10	
4	事後研修・実装支援	台湾研修で得た知識や技術を整理し、参加者ごとの具体的な実装計画を作成するとともに、経営改善、生産性向上、現場改善等の実践につなげる支援内容となっているか。 ※重要事項	15	
		試作商品やプロトタイプの開発、販路実験、商品化、販路開拓等について、具体的かつ実現可能な支援方法が提案されているか。	10	
5	実施体制・業務遂行能力	業務責任者や担当者の役割が明確であり、農業研修の企画運営、台湾側との調整・現地コーディネート、商品化・販路開拓等を円滑に実施できる体制となっているか。	5	
6	提案の実現性・費用妥当性	提案内容が具体的かつ実現可能であり、事業内容に対して経費の積算・配分が適切で、委託費に見合った事業効果が期待できるか。	5	
合計				